

平成 29 年度第 3 回浜田市環境審議会会議録（概要）

【日時】平成 29 年 9 月 27 日（水）
午後 1 時 30 分～3 時 00 分

【会場】いわみーる 3 階 301 研修室

1. 開会

【出席状況】委員出席 12 名 委員欠席 7 名 幹事出席 4 名 事務局出席 3 名

2. 市長挨拶

3. 会長挨拶

4. 報告事項

三隅発電所 2 号機建設変更計画環境影響評価準備書への答申について

・平成 29 年 8 月 21 日開催した第 2 回の浜田市環境審議会にて審議いただいた「三隅発電所 2 号機変更計画環境影響評価準備書」について、答申内容と島根県知事に提出した浜田市長意見を報告した。

5. 審議事項

（仮称）島根風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について

（1）概要説明

（2）答申（案）の審議

・日本風力エネルギー株式会社による「（仮称）島根風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」の提出に伴い、建設に係る自治体である浜田市に島根県より平成 29 年 10 月 6 日を締め切りに意見の照会があった。この意見照会に対して浜田市では浜田市環境審議会に諮問し、意見を求めた。本会では浜田市への答申案について審議していただいた。

【委員からの主な意見・質問】

・9 月 6 日から 7 日にかけて、関係する町内会の代表 6 名に事業者から事業説明がされたみたのだが、2、3 分程度から 30 分程度の時間と程度に大きな差があったと聞いている。また町内会の代表も個人としての回答はできないので、早急に地域住民へ説明願いたいと依頼されたと聞いている。この町内会代表に説明したのは配慮書の縦覧開始の寸前であり、縦覧は支所に 1 冊、9 月 8 日から 10 月 10 日までと期限が決められており、縦覧の案内は事業者による新聞の片隅に一回のみ、また市のホームページは事業者ホームページへの案内のみであり、何ら事業の内容を明らかになっていないのではないかと。

→（事業者）事前の周知については、市環境課と打ち合わせをして、“広報はまだ”で周知を図った。原稿の締め切りがあったので、8 月末に打ち合わせを行い、10 月号に掲載をする期日で間に合うようにした。配布されたのは 9 月の末である。

・住民にとってこの事業について知りうる機会は、非常に少なく、金城自治区においては、やっと説明会が実施されつつある。金城自治区住民への説明を前に、住民の意見や要望が掴めていない中、また縦覧の期間で事業の内容が判明しないにも関わらず、答申案の審議が開始されるというのは、不自然であり、住民への不信感を抱かせる要因となりかねないのではないかと。本審議会は早急な答申を避け、住民意見の収集、疑念を解消して、十分な時間と解消を重ねられ、慎重に住民の気持ちを汲み取って、答申されることを望む。

・情報公開や行政や企業による説明責任だが、そのあたりがどの程度今されているのか。どんどん前倒しで進める理由がどこかにあるのか。住民の意見を聞きながら、事業展開を住民と納得して、行政の協力を得ながら進んでいくというのが一番望ましいと思うのだが。何か終わりが決まっていて進まざる終えない状況があるのかどうか。少しこの取り組みが事性急すぎる。もっと前もって、準備段階で住民説明会をお考えになることはできなかったのか。思いつきのような計画では当然無いとは思いますが、地域振興にも大事なことで、やっぱり多くの方々の後押しの中で、事業を進められることが御社にとっても望ましいことだと思う。再度、情報提供のスケジュール、説明責任、全体のスケジュールの中の審議会の立ち位置がどういうことになったのか確認したい。

→（浜田市）環境省から示されている、環境影響評価のスケジュールがあり、最初の段階が環境影響評価の配慮書の検討から開始される。事業者側から県及び市町村へ環境影響配慮書を提出され、概ね 60 日以内に都道府県知事が事業者へ意見を述べると、ということが示されている。そこで、島根県では全体で 60 日の範囲の中で島根県意見を取りまとめるため、地元の市町村に概ねその半分の 1 か月程度を要して、市町村の意見を求められる。

事業者からは 9 月 7 日に提出があったため、縦覧期間は 1 か月となり、9 月 8 日から 10 月 10 日まで浜田市本庁と金城支所及び弥栄支所で縦覧となった。県からは、「(仮称) 島根風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見について」という照会文書が 9 月 8 日付けで届いており、10 月 6 日までに浜田市としての意見を述べるように照会がきており、それに基づき、本日の環境審議会を開催させていただいた。

→（事業者）民間事業であるので、事業計画というものが社内にあるが、こと性急に物事を進めていくということはない。今の段階では基本設計もまだ実施していないし、用地の調査もしていない。また、今後行う風況の調査もさせていただいていない。まず、配慮書の段階で計画をさせていただき、方法書、準備書において説明会を適宜させていただければと思う。実際に具体的なものをお示しできるタイミングが、社内で体制が整っていなかったため、このような形になった。

・保安林の位置が入っているが、ほんとはもっと割合が多いと思われる。もう少し資料の精度をあげていただきたい。

・対象としている土地というのはどういう土地が多いのか。民有林が多いのか。

→（事業者）今の現段階では民有林が多くなっている。

・水辺のところでは河川には直接的な改変を行わないことから影響は無いということになっているが、高いところに風車ができるのだが、今回の災害で弥栄はかなり水害、大雨が降った。そういう時に土砂が河川に流れ込むのではないかと。

→（事業者）河川への影響は改変に伴う影響は無いとしていたが、確かに土砂が流れ込むといったことは考えられる。今後の環境保全対策を検討し、影響を回避・低減できることをどんどん検討していこうと考えている。

騒音について 500m という基準があるということなのだが、この 500m とはこういった基準なのか。また 500m というのは水平距離での話なのか。

→（事業者）環境省の資料で 400m ぐらいまでは苦情が発生することが多いということを基に 500m と設定した。水平距離である。ただし、影響がないとは考えていないので、今後現地調査を行い、調査、予測、評価を行っていくと考えている。

・配慮書において、“影響がないと予測とする” という言い方で書かれているが、言い切る

のではなくて影響があるかも分からないからといった言い方にすることはできないのか。
→（事業者）影響はないと言い切った部分については、方法書以降の手続きの際に修正をしていこうと思う。影響が全くないということはないということを念頭に入れて、検討を進めたいと思う。

・騒音の苦情が発生することが多い範囲とされる 400m というのはいつ頃データなのか。
→（事業者）環境省が平成 21 年から 23 年にかけて調査されたデータだと記憶している。それ以降、風車の規模も大きくなっているのでも、それも踏まえて調査していきたいと考えている。

・弥畝山に風力発電ができて、実際に波佐川で漁業をされている方に影響があったということがあった。川が汚れてアユの遡上ができなかつたとかですね。現実には弥畝山こういった影響があるので、このようなはっきりした表現はどうかかなど。
今回建つのは、規模的には弥栄のものより大きいので、余計影響があるのではないかなど。

・223 ページに穿入蛇行河川について、周布川と三隅川についても十分の配慮してもらいたい。

・景観について、室谷の棚田は非常に景観がよいため、景観資源に配慮して影響がでないようにしてもらいたい。

・景観の評価に”重大な影響を回避又は低減される可能性が高い”という風に記述があるが、重大な影響というのはどういうことを想定して影響として、軽減できるとか回避できるとかという風なことになるのか。

→（事業者）重大とは何かということについては、配慮書段階で検討したことを進めて行った際に、取り返しのつかないような影響が出るか、といった観点で評価をすることになる。今後、環境保全措置を検討することによって、重大な影響は回避低減できる可能性が高いとしている。

・景観のところでは山が挙げられているが、これはあくまで山から見える景観で記載をされているのか。いわゆる住宅地から見えるとか、学校から見えるとか、そういったことに対する記述なのかどうか。

→（事業者）配慮書で示したものは、主に眺望点からのもの。今後は住宅とか人がたくさん集まるようなところからも調査・予測・評価をおこなう。

金城では説明会があるとのことだが、弥栄はどうか。

→（事業者）弥栄地区、長見地区についても、自治会長と打ち合わせをして、今の段階での説明会をさせていただこうとは考えている。

・室谷の棚田であったり、県立の公園からであったり、景観資源の今あるところからは見えないうちに配慮されるという意味合いかでしょうか。

→（事業者）景観については、見えなければ全く影響は無いとは思いますが、見える場合でも非常に見え方が小さい場合とか、実際その眺望点から皆さんが見る方向とは違う場所に風車があるとか、そういった場合には重大な影響はないとしている。全く見えないということは無いと思う。

・さっきからの取り返しがつかないとは、どういう意味か。撤去できないんで、その景観は二度と取り戻せないということと、そういう意味で言っておられるのか。

→（事業者）景色を見に行こうとした時に、景色の真ん前に風車が見える配置され、風車によって見ようとした景色が見えないというのが重大であるとしている。

・本会では10月6日締め切りの意見への答申となるが、地域住民への説明会等々がきちんと開催されないといけないだろう。先に答申、あとを追って住民の意見を送るでは住民不在となる。その辺の準備はしないのか。

→（事務局）ただいま浜田市本庁と金城支所、弥栄支所で配慮書は縦覧中である。期間は9月8日開始から10月10日までとなっており、備え付けてある意見書に自由に意見を記載し、投函していただける。

住民の方々意見は本庁、金城、弥栄支所で意見書をもって述べていただき、事業者側で意見を十分考慮し、今後の計画等に生かすこととなる。

一方、環境審議会では9月7日に配慮書を県と市の方に提出しているので、この日を基準に、島根県は60日以内で事業者に意見を述べることになっている。県はその半分の1ヶ月程度を地元浜田市に意見を求めるということで、照会きている。こちらについては環境審議会委員から出た意見を中心に整理し、環境審議会の答申を浜田市長として提出しようと考えている。

・住民意見につきましては、事業者に行くのか。それとも県にはいかずに事業者のみに行くのか。

→（事務局）事業者のみに送付される。

・風車は落雷の影響で稼働率が落ちるって聞くが、その影響はお調べか。

→（事業所）今後調査をして、対応する。

・住民の意見の反映は縦覧の結果だけなのか。そうであれば説明会での意見は浜田市の意見として反映されないのか。

→（事務局）住民の意見については、事業者側で今後の計画に反映してもらおう。説明会の意見については答申には反映されないが、金城自治区代表委員より意見に踏まえたほうが良いとの声があれば、反映したい。

・すでに弥栄地区で風力発電が大規模なものが稼働しているが、浜田地区で同規模またはそれ以上の風力発電エネルギー開発の計画があがっているが、自然関係の保全ということから大変危惧しており、できれば開発行為は取りやめてほしい。

・風車の工事中や運転が始まって動物が人里に降りてきて、自動車の配線を食べたり、田畑を荒らしたりといった事例があるようだが、生態系についても配慮を行ってほしい。

・撤去はどこに責任があるのか。

→（事業者）撤去に関しては、一事業なので作りっぱなしということはない。当然撤去を見据えて考えている。

・弥栄、金城を中心に事業するわけだが、そこに住む方に見返り、メリット、こんな良さがあるんですよっていうのを提供しているのか。

→（事業者）地域住民への見返り、貢献だが、太陽発電事業でのCSR活動の一環として、地域の祭り、催事、マラソン大会への協賛、小学校に太陽光パネルを寄付して再生エネルギーの勉強をしていただくなど、実施している。当然風力に関しても、同じ企業体であるので、同じことを考えている。

・継続的に5年ないし10年ないし、住民の方に影響はないか、予想だにしないことが起こってないかといった部分をケアをしないと弥栄地区、金城地区の方にとっても、やっぱり住みやすい故郷にならないような気がする。

・建った後の事後的な評価については市でやるのか、事業者側でやるのか。
→（事業者）当然機械なので、故障等があるのは想定範囲である。できるだけ可能なところに事務所を構えて、定期点検を含めて対応したい。当然そのときに住民の皆様からのご意見も吸い上げたいと思う。

6. その他

7. 閉会